

いわき市皆伐・再造林促進に向けた原木運搬支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の皆伐・再造林を促進するため、原木の運搬に係る費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、福島県木材業者等登録条例（昭和五十一年福島県条例第三十号）による登録を受けている者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が補助申請年度の前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの期間内に、市内の民有林内で伐採した原木を市内原木市場へ運搬した費用の一部とする。

ただし、令和8年度については当該年度の4月1日から2月末日までのものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、原木等の搬入材積1立法メートル当たり500円とする。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第5条 規則第4条第1項に規定する市長が定める期日は、当該年度の3月の第2金曜日までとする。

2 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 伐採箇所的位置図（1／5，000の森林施業図に伐採区域を図示したもの）
- (3) 事業の遂行が確認できる写真（伐採箇所の着手前及び完了後の写真）
- (4) 搬入した材積が確認できる書類（売上明細、納品伝票等の写しなど）
- (5) 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（造林方法が「天然更新」であるものは、対象外とする。）

ただし、森林経営計画がある場合は省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条のただし書きの規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第7条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出は、同条のただし書きの規定により省略するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

皆伐・再造林促進に向けた原木運搬支援事業
事業実績

	森林所在地	森林所有者	林班	搬入材積 (m ³)	共販・市日	搬入先	経営計画の 有・無
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
合 計							